平成２１年（再ロ）第９号

福島県須賀川市堀底町80番地１第２パークハウスＡ―101号

再生債務者　真壁真由美

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月10日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年３月23日まで

平成22年２月18日

福島地方裁判所郡山支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第３号

長野県駒ヶ根市赤穂16715番地１福岡住宅102

再生債務者　大槻　　惠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年２月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年２月22日　長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（再ロ）第６号

福岡市中央区港１丁目３番17―501号

再生債務者　山崎　　徹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年２月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年２月16日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第１６号

北九州市門司区原町別院20番27―208号

再生債務者　鳥津菜穂子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年２月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年２月22日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（再ロ）第３号

鹿児島県阿久根市赤瀬川1833番地６

再生債務者　朴　　健一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年２月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年２月16日

鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第２号

岩手県宮古市崎山第３地割72番地12

再生債務者　鈴木　国昭

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年２月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年２月18日　盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（再ロ）第２７号

堺市西区浜寺石津町東４丁５番６―105号

再生債務者　大下　　剛

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年２月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年２月19日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

警察共済組合役員の就・退職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項及び警察共済組合定款（昭和37年内閣総理大臣認可第372号）第６条の規定に基づき、警察共済組合役員の就・退職を次のとおり公告する。

平成 22 年３月２日　　警察共済組合

就職　監事（非常勤）　藤𠮷　雄治

退職　〃　（〃　　）　鈴木　基久

以上平成22年２月15日付

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

平成 22 年３月２日　　千葉県教育委員会

1　免許状の種類（教科）及び番号

⑴　中学校教諭一種免許状（美術）

平11中一め第00829号

⑵　高等学校教諭一種免許状（美術）

平11高一め第01123号

2　授与年月日及び授与権者

⑴　平成12年３月31日　京都府教育委員会

⑵　平成12年３月31日　京都府教育委員会

3　氏名、生年月日及び本籍地

伯ヶ部　一路　昭和50年８月４日　千葉県

4　失効年月日

平成22年２月12日

5　失効の理由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他公告

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割して甲は乙一から乙三までの不動産賃貸事業に関する権利義務を承継して、乙一から乙三まではそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年四月五日であり、甲及び乙一から乙三までの株主総会の承認決議は平成二十二年三月一日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙一）掲載紙　大阪日日新聞

掲載の日付　平成二十一年十二月十八日

掲載頁　二頁

（乙二及び乙三）

決算書類の公告義務はありません。

平成二十二年三月二日

大阪市中央区北浜二丁目一番二号

（甲）株式会社エスアイエイチ

大阪市中央区北浜二丁目一番二号　嶋田　耕一

（乙一）株式会社サンセイ興産

大阪市　代表取締役　本多　健二

大阪市中央区北浜二丁目一番二号

（乙二）有限会社キット

大阪市　代表取締役　本多　均

大阪市中央区北浜二丁目一番二号

（乙三）有限会社シティライフ

取締役　本多　健二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年三月二日

愛知県稲沢市木全二丁目七番地

有限会社前田工作所

代表取締役　前田　　豊

基準日設定について公告

当社は、平成二十二年三月十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年四月十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年三月二日

茨城県土浦市富士崎一丁目一六番一号

株式会社ジョイフルカンパニー

代表取締役　本田　昌也

基準日設定について公告

当社は、平成二十二年三月十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年四月十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年三月二日

茨城県土浦市中村南四丁目一一番一二号

株式会社スマイル本田

代表取締役　丸山　治夫

基準日設定について公告

当社は、平成二十二年三月十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年四月十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年三月二日

茨城県稲敷郡阿見町若栗三四一八番地一一〇

株式会社ホンダ産業

代表取締役　本田　　理

基準日設定について公告

当社は、平成二十二年三月十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年四月十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年三月二日

茨城県北相馬郡利根町奥山六三七番地

株式会社ジョイフル内装

代表取締役　森田　弘正